

諮問実施機関：滋賀県知事（障害福祉課）

諮問 日：令和5年3月20日（諮問（個）第18号）

答申 日：令和8年1月29日（答申（個）第17号）

内 容：「国民健康保険移送承認申請書」の不開示決定（不存在）に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和4年12月1日、審査請求人は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（請求する保有個人情報の内容）

平成31年（2019年）3月11日に〇〇〇〇保健師が指定医に作成させた医師が記入済みの国民健康保険移送承認申請書

2 実施機関の決定

令和4年12月6日、実施機関は、本件開示請求の対象となった公文書について保有していないことを理由に、条例第19条第2項の規定に基づき、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和5年1月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書等で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

当該申請文書は不存在ではなく不作成であるから、不開示決定を取り消すべきである。

2 審査請求の理由

(1) 個人情報について

精神保健福祉法第 28 条の診察通知を行い世帯主〇〇〇〇の滋賀県国民健康保険被保険者証を使用したため、全てにおいて国民健康保険が適用される。

添付の書面のとおり、入院以降が自費とされるので（診察を受けるため病院に）移送及び診察は滋賀県が費用を負担する。

(2) 文書について

国民健康保険法により、滋賀県が費用を負担する移送費の行きと帰り（精神障害者調査書【移送車両】その他（ ）に帰り、タクシーと記載される）は（〇〇市が認める場合に）〇〇市が支給するから、国民健康保険移送承認（移送届）申請書は存在する。

2019 年 3 月 11 日に精神保健福祉法第 19 条の 4 第 2 項の「指定医は、公務員として、職務（診察による入院を必要とするかどうかの判定）を行う。」を行って、刑法第 193 条の「公務員が、権利の行使を妨害したときは、公務員職権濫用に処する。」となるから、国民健康保険移送承認申請書の作成（医師が記入）は義務となり存在する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は次のように要約される。

1 実施機関の決定について

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 不存在の理由について

- (1) 審査請求人は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 28 条の診察通知により、世帯主〇〇〇〇の国民健康保険証を使用したため、全てにおいて国民健康保険法が適用され、（診察を受けるため病院に）移送及び診察は、滋賀県が費用負担するものと主張し、これにより県は国民健康保険移送承認申請（移送届）書を作成しなければならないと主張している。

しかし、当該申請（移送届）書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条に基づき行われた指定医の診察の中で作成されるものではなく保有もしていない。

- (2) 審査請求人が開示を求める公文書が不存在である（滋賀県では保有していない）ことを理由とする本件処分は適法かつ妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

第5 審議会の判断理由

審議会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張ならびに実施機関の弁明書および理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、個人の権利利益を保護することを目的としており、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があることを規定しており、開示・不開示の判断に当たっては本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件保有個人情報開示請求について

本件請求対象となっている保有個人情報は、指定医が作成した国民健康保険移送承認申請書である。実施機関である県の精神保健福祉センターによると、当該文書は、被保険者本人が国民健康保険加入者になり、その方々が作成・申請する書類であり、けがや病気で移動が難しく困難な場合に、医師の指示によって緊急的に病院などに移送された際の費用を請求する際に使用されるものである。併せて、国民健康保険移送承認申請書に係る事務は、国民健康保険法に基づき、実施主体である市町村により行われるものとなっている。したがって、県の機関である精神保健福祉センターにおいて、当該文書は本来的に作成・保有する性質の文書ではないことから、審査請求人の主張する国民健康保険移送承認申請書は不存在のため不開示決定を行った。

3 本件対象保有個人情報の存否について

実施機関の主張によると、審査請求人の求める本件指定医が作成した国民健康保険移送承認申請書については、国民健康保険法第54条の4の規定に基づき作成されるものであり、実施主体は市町村であることから、県の精神保健福祉センターでは作成されることはなく、当該文書を保有していないとしている。

また、実施機関によると、審査請求人が主張する「移送」の事態が発生した平成31年

3月11日については、〇〇警察署から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく警察官通報があり、当精神保健福祉センターで職員による調査を行ったとしている。また、調査の結果、審査請求人の措置入院が必要であるとの判断に至ったため、当日の当番病院であった〇〇〇〇病院へ依頼し、同病院にて精神保健指定医による緊急措置診察を実施したとのことである。これらの移送における一連の行程は、精神保健福祉法27条に規定された診察のために必要な移送の手続きであり、審査請求人の主張する国民健康保険法に基づく移送とは異なるものである。よって、精神保健福祉センターにおいて、指定医が国民健康保険移送承認申請書を作成する事務は発生せず、当該文書を保有していないとする実施機関の主張に何ら不自然、不合理な点はない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和5年3月20日	・実施機関から諮問を受けた。
令和6年12月19日 (第31回第一分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。
令和7年7月30日 (第33回第一分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和7年10月20日 (第34回第一分科会)	・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和7年12月8日 (第35回第一分科会)	・答申案の審議を行った。